平成25年労第409号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A興業で解体工として就労していたが、平成〇年〇月〇日に解体工事現場において、ベランダの撤去作業を行っていたところ、サンダーが右大腿部に接触して負傷した。

請求人は、負傷後、B病院に受診し「右大腿部裂創、右大腿神経損傷」等と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆした。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求を したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規 則別表第1に定める障害等級(以下「障害等級」という。)第12級の12に該 当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定(略)
 - 2 当審査会の判断
 - (1)請求人に残存する障害について検討すべきものは、医証や請求人の自訴等より、右足大腿部に残存する醜状障害と疼痛や感覚障害の末梢神経障害であると 認められる。
 - (2) 請求人の右大腿部に裂創などによる瘢痕が残存するが、その範囲は限定されており、障害等級第14級の4(下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの)には該当しないものと判断する。
 - (3) 請求人は右大腿部に感覚異常と強い疼痛を訴えるが、C医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「大腿部に強度の神経症状は残存しているが、皮膚の変化や皮膚の萎縮はみられなかった。よって、カウザルギー及びRSDが残存しているとは判断できない。」と述べており、当審査会において関係する医証等の証拠資料を検討したが、骨萎縮や末梢神経の損傷は認められないことから、同医師の意見は妥当なものであると判断され、請求人に残存する神経障害の程度は、障害等級第12級の12(局部にがん固な神経症状を残すもの)に該当するものと判断する。
 - 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に 応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理 由はない。

よって主文のとおり裁決する。